

第 24 回御殿場市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

本部長指示

令和 4 年 1 月 2 4 日

新型コロナウイルス対策本部

本部長 御殿場市長 勝又 正美

静岡県では、27 日から「まん延防止等重点措置」が適用されることが決定されました。このことによって、本市では静岡県と連携しながら、感染拡大防止対策に取り組めます。

市職員は、これまで以上にしっかりとコロナ対策に取り組むよう次のとおり指示します。

1 感染拡大防止

- (1) オミクロン株の感染力に鑑み、地域医療を継続させるため、発熱外来や PCR 検査に係る医療従事者等の待機場所を引き続き確保するとともに、院内感染や家庭内感染の防止を図ること
- (2) 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者と関係のあった市民が、家庭や寮等での感染を防ぐため、待機できる場所を確保すること
- (3) 政府の方針を受け、ワクチン接種の前倒しをすすめ、希望する市民ができるだけ早く接種できるようにすること
- (4) 学校、幼稚園、保育園及びこども園においては、学校医や園医と連携を密にし、休校、休園措置を含めて早めの感染拡大の防止を図ること
- (5) 県の保健業務のひっ迫が予想されるため、自宅療養者の安否確認、食料品等の配布、市保健師の支援による協力する体制をとること
- (6) 自衛隊各駐屯地及び米軍キャンプ富士における感染状況の把握に努めること

2 公共施設の利用

- (1) 公共施設の利用については、各施設の定める条件により規制を強化すること
- (2) 市主催のイベント等については、各部局の定める条件により規制を強化すること
- (3) 地域イベントや公民館等の地域施設は市に準じた対応とし、マスクの着用など「新しい生活様式」を徹底すること

3 経済的支援

- (1) まん延防止等重点措置の指定に伴い、協力金等の支援策対象事業者及びその他影響を受ける事業者へ情報提供等の支援を行うこと
- (2) 飲食店及びバー・ナイトクラブ等については、1 テーブル 4 人以下の利用を呼びかけるとともに、「ふじのくに安全・安心認証店」や「新型コロナウイルス対策安全宣言店」など感染対策が十分とられている店舗の利用を推奨すること

4 その他

- (1) 市職員は、出勤回避に係る取り組みを推進するとともに、自らの健康管理に努め、職場における感染拡大防止対策を徹底すること
- (2) 市職員は、自ら何ができるかを再考し、この対応方針に基づいてそれぞれの持つ力を最大限に発揮し、各部局の連携を強く意識しながらしっかりと取り組んでいくこと